

保護者 様

東京都立千早高等学校

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法の規定により、出席停止の措置をとり、医師の許可があるまで登校できません。
医師の登校許可が出ましたら、「治癒証明書」の太枠内に必要事項を黒のボールペンでご記入の上、
登校初日の放課後に本校養護教諭へ提出してください。
なお、「治癒証明書」の提出がない場合は、出席停止の扱いになりません。

- ◎必ず医師の許可を得てから登校させてください。
(医療機関に診断書の発行や生徒手帳・治癒証明書への記入を依頼する必要はありません。)
- ◎治癒証明書とあわせて、医療機関を受診したことが確認できる書類（支払明細書等）をお子様に
持たせてください。(受診確認書類は返却します。コピーもしません。)
- ◎出席停止の期間は、欠席日数に加算されません。
- ◎登校初日から2週間が経過した場合は、証明書を受け付けません。

治癒証明書（学校感染症による出席停止解除証明）

HR _____ 番号 _____ 生徒氏名 _____	
病 名	_____
診 察 日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
出席停止期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
上記のとおり、ご連絡致します。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名（保護者自署） _____ 印	
医療機関名 電話番号・医師名	

*太枠内のみご記入ください。

養護教諭	担任	教務部
印	印	印

【提出書類の流れ】

生徒 → 養護教諭（管理職） → 生徒 → 担任 → 教務部 → 養護教諭

- *養護教諭は治癒証明書と受診を証明する書類を確認する。(受診を証明する書類はその場で返却)
- *教務部は治癒証明書のコピーを一部とり、養護教諭へ渡す。原本は教務で保管する。

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種感染症	感染症法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種感染症	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウィルス属のコロナウィルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	第三種の感染症として扱う場合もあるもの	溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

（令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行）